

平成 25 年 度

# 八代市議会建設環境委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 1

---

平成 25 年 11 月 14 日 (木曜日)

## 建設環境委員会会議録

平成25年11月14日 木曜日

午前10時00分開議

午前10時58分開議（実時間 58分）

### ○本日の会議に付した案件

#### 1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査  
（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

### ○本日の会議に出席した者

委員長 成松由紀夫 君  
副委員長 太田広則 君  
委員 大倉裕一 君  
委員 庄野末藏 君  
委員 古嶋津義 君  
委員 前川祥子 君  
委員 山本幸廣 君  
委員 幸村香代子 君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長 宮川正則 君  
環境センター建設課長 小橋孝男 君

### ○記録担当書記 松本和美 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

今日は、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

### ◎所管事務調査

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

今日は、建設環境委員会を開いていただき、ありがとうございます。9月定例会で環境センター建設につきましてのお答えをさせていただいておりますけども、その中で債務負担行為につきまして、12月議会での御提案をですね、予定してますということで答弁をさせていただいております。そこで、債務負担行為の内容につきまして、現在でわかる範囲内で当委員会にまずは御説明をさせていただいて、委員会のほうの御意見をいただければと思っております。

ただいまから小橋課長が御説明しますので、どうかよろしくお願いたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今、部長のほうからありました進

捗状況につきまして、それからスケジュールにつきまして御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） それでは、お手元の資料の1ページ目、2ページ目をお開きください。2ページ目の1項目目、環境センター建設事業スケジュールにつきましてということで、資料の一番最後にスケジュールをつけております。前回の本委員会の中で御説明しました状況から変化がっておりますので、それも含めまして御報告と御説明を申し上げます。

スケジュールの中で一番上の段の環境影響評価、10月29日から11月28日までの評価書の公告・縦覧を行っております。それが終わりますと、2段目の港湾計画の変更手続きに入りますと前回までは御報告申し上げたところですが、県のほうと協議、それから県のほうから御連絡がありまして、港湾計画変更手続きにもう手続きに入ったという御報告がございました。

これを受けまして、その後のスケジュールであります地方港湾審議会、それから県有地の取得、それから国の用途変更、埋め立て竣工通知手続き、それから所管がえ手続き、国有地の取得というふうな手続きに入っております。

それと並行いたしまして、事業者選定委員会、下から2段目ですが、事業者選定委員会の手続きですね、事業者を募集する手続き、それから決定する手続きを簡単に御説明いたします。

入札公告の書類を公告する前に12月定例本市議会で議決していただく項目がございます。債務負担行為です。環境センター建設事業の事業期間と、それから債務負担行為額ですね、額と期間につきまして12月定例市議会に提案をしたいと考えております。御承認いただきましたならば、入札公告書類の公告を打ちたいと考

えております。あわせて特定事業の選定も行います。

入札公告を打ちますと、その後、事業者が応募してまいります。その資格審査を行いまして、それから資格審査を通過しました事業者につきましては、提案書の作成に入ります。大体四、五カ月ぐらいかかるかと考えております。

提案書がまとまりましたところで、今度は落札者の決定という手続きに入っていくんですが、ここでは来年の9月ぐらいを予定してありますが、事業者からのプレゼンテーション、それから事業者選定委員会でのヒアリング、価格面と非価格面につきまして、総合点で最優秀提案者を決めていただきます。

落札者が決まりますと、基本協定を締結させていただきます。その後、各契約に関しましては、仮契約を結びます。仮契約を結びましたならば、来年の12月議会ごろですね、このころに本議会で御承認をいただきまして、本契約という運びになってまいります。

契約をしましたならば、その後、事業者は実施設計に入っております。実施設計期間を大体9カ月ぐらいと見込んでおります。

それから、計画通知、民間では建築確認と言っておりますが、公共では計画通知と申しますが、建築確認がおりますと確認済み書がおりますので、おりまして、27年度の28年の2月ごろ工事着手の運びとなります。そこから26カ月間の工期を要しまして、29年度内の供用開始を目指すというようなスケジュールとしております。

スケジュールにつきましては、以上でございます。

続きまして、2項目めの、2ページに戻っていただきまして、事業者選定に伴う入札公告書類の内容につきまして御説明いたします。

まず、（1）番、入札公告書類の公表書類の一覧を書いております。昨年10月に実施方

針を発表いたしました。これにつきましては、スケジュール等の変更がございますので、公表する際は修正を行います。

入札公告書類の中身としまして、1番目から11番目までここに記載しております。読み上げます。1点目、入札説明書、2点目、基本協定書、3点目、基本契約書、4点目、要求水準書、5点目、リスク管理方針書、6点目、事業者選定基準書、7点目、建設請負契約書、8点目、運営委託契約書、9点目、残渣運搬業務委託契約書、10点目、残渣資源化業務委託契約書、11点目、技術提案書の様式集です。以上、11項目につきまして、入札公告を行います。

その下に特定事業の選定と書いてあります。特定事業とはということ、ちょっと御一読いただければと思います。

3ページに移ります。特定事業として選定するためには条件がございまして、次の2点を満たすということになっております。これ、ちょっと長いので簡単に申し上げますと、公設公営と公設民営、今回、DBO方式で発注しようと考えております。で、その利点、向上、効果、そういったものが見込めないと特定事業としてはみなされないということを書いているところでございます。大体VFMで6.6%の効果があると試算はしておりますものの、それをもとに特定事業として選定するというようになります。

それから、5番目の事業者選定スケジュールについて御説明いたします。先ほどスケジュールの中でも、本体スケジュールのほうでも御説明いたしましたが、入札公告を本年12月の定例市議会御承認後に入札公告を公表したいと考えております。事業者の募集要項の公表につきましても、同じ日程で進めさせていただきたいと思っております。事業者は、その後、その入札公告書を見まして質問を行います。それに対する回

答も市のほうから行います。

それから、資格審査。条件を満たした事業者につきましては応募申請をするんですが、提出期限が来年の2月12日ごろ、それから、資格審査の結果通知といたしましては2月の18日ごろというふうに、ここで参加者の確定が行われます。

それから、技術提案書をそれから2月から5月ぐらいまで作成していただきますが、その提出期限が6月末というふうに、⑩番のところが技術提案書と入札書の提出期限となります。これが俗にいい非価格要素と価格要素でございます。入札書といいのですが、見積金額を書いた札でございます。

先に非価格のほうを審査していただきます。⑩番ですが、来年の9月ごろ、非価格要素の審査が終わりまして、点数が出た後に、今度は価格審査の見積書を開札いたします。あわせて、非価格と価格の合計点で最優秀提案者を決定していただきます。

それから、13番が、その総合評価の実施でございます。

14番が落札者の決定をいたしまして、これは市のほうで最終決定をいたしますが、14番で決定いたしました後に、基本的な事項の事柄につきまして、15番で基本協定を締結いたします。その後、16番で運営事業者、20年間の運営を行っていただきます事業者の設立、会社を起こしていただきます。SPCです。特別目的会社を起こしていただきます。それが来年の11月ごろということ。

それから、仮契約がございまして。基本契約、建設請負契約、運営委託契約、残渣運搬などの契約につきまして、まず仮契約を締結いたしまして、18番で市議会の御承認をいただいて本契約という運びになってまいります。ちょうど1年後ぐらいに本契約が全てそろふということになります。

続きまして、4ページ目をお開きください。  
4ページには、その応募者の参加資格要件を書いております。①から⑨まで書いておりますが、1番目は、応募者のうち構成員は、運営事業者に出資を行います。

2番目、応募者は、施工対象施設のプラントの施工を行う企業の要件を満たす企業を代表企業に定めます。

3番目、応募者は、本事業の実施に際して、設計、施工、運営、残渣運搬、残渣資源化のうち、主たる業務を請け負い、または受託する協力企業を定めることができます。ただし、協力企業は、施工対象施設のプラントの施工の主たる目的を請け負いすることはできません。

4番目、応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それが本事業の遂行上、果たす役割等を明らかにします。

5番目、代表企業、構成員または協力企業の変更は認めません。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではないということです。

6番目です。構成員、または協力企業のいずれかがほかの応募者の構成員、または協力企業になることは認めません。ただし、残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者にあつては、この限りではないということです。

7番目です。構成員、または協力企業のいずれかと会社関係に該当する各法人は、ほかの応募者の構成員、または協力企業になることは認めません。

⑧番です。同一応募グループが、複数の提案を行うことは禁止しております。

9番目、構成員、または協力企業には、積極的に地元企業を参画させることというふうに書いております。

7番目の落札者の審査及び選定基準につきましては、後ほど詳細に説明いたします。

それから、8番目の事業スキームについて、次のページにつけております。企業の契約の種類、それから進め方について、フロー図をつけております。八代市が一番上にございます。その左上にマテリアルリサイクル推進施設についてと管理棟の施工については、別途、市のほうで発注いたします。

それから、マテリアルリサイクルの推進施設と管理棟の運営につきましても、八代市のほうで委託事業という形をとる可能性もございます。直営にやる可能性もございますが、まだここは確定しておりませんが。

それから、八代市と市民との関係は、市民は、ごみ処理手数料を支払って環境センターに持ち込むと。それから、リサイクル業者は、マテリアル推進施設の売却収益分は八代市に収入として入れる。それから、資源物の中に混入された物の不燃物につきましては、一部、埋める物がございますということです。

それから、下の段に行きますと、先ほど説明しました基本的な事項を結びます。基本協定をまず結びます。その後、基本契約の中に建設請負契約、それから残渣運搬業務委託契約、残渣資源化業務委託契約、それから運営基本契約に基づく20年間の運営委託契約ということで、四つの契約を基本契約として結んでまいります。

それから、下のほうにはもっと詳しく書いてありますが、まず建設請負契約の中には、プラントの設計企業があります。それから、プラントの施工企業があります。それから、建築の設計企業があります。それから、建築の施工企業があります。この四つのグループが建設請負契約というふうになります。

それから、焼却に関しましては、残渣を運ぶ、焼却灰を運ぶ委託契約がございます。

それから、残渣資源化は、その受け入れ先の企業と契約を結ぶこと、資源化をする受け入れ

先の企業と結ぶこととなります。飛灰も契約書が発生いたします。

それから、一番ピンク色で書いてあります一番右側の特別目的会社、SPCとありますが、それが運営事業者でありまして、これを20年間八代市と契約をするということになります。

それから、電気事業者。九電などの電気事業者とは、環境センターでは発電を行いますので、その売り電収入につきまして、その特別目的会社に収入として入れるということになります。

それから、マテリアルリサイクル推進施設等は、電力を供給いたします。

それから、八代漁協増殖センターには、温水を供給いたします。

それから、資源化。スラグ、金属は売却収益がありますので、溶融施設にあっては売却収益を得ることができるということになります。

それから、一番下、施設の種類ごとの設計・施工・運営の分担につきまして書いております。計量棟につきましては、設計が民間、施工も民間、運営も民間です。エネルギー回収推進施設も同じです。それから、マテリアルリサイクル推進施設につきましては、設計はDBOの民間が行います。それから、施工と運営につきましては、市のほうで行います。それから、管理棟につきましては、基本設計のみをDBOにさせていただきまして、あと実施設計と施工と運営につきましては、市のほうで行います。そのような分担表でございます。

それから、一番下に書いてますが、米印が二つございます。スラグ・金属の資源化は、ガス化溶融方式、――シャフト式か流動床式の場合に限ります。それから、ガス化溶融方式、――シャフト式か流動床式の場合、焼却灰・飛灰は、溶融飛灰と読みかえますということを説明書きしております。

次のページ行きます。5ページです。入札説

明書の主要な項目をここに記載しております。入札説明書には、1番から13までの項目を記載しておりますが、1項目めは事業の目的及び施設整備の基本方針、5ページのほうに記載しております。これは、前回までの本委員会でも御説明いたしましたとおり、八代市の方針でございます。①から④までの基本方針を示しております。

それから、2点目、施設の概要につきまして。

3点目、事業方式、今回はDBO方式で行います。

4点目、事業期間について記載しております。

5番目、対象業務、――設計、施工、運営等。先ほどのDBOと市の内訳も記載しております。

それから、6点目、市が実施する業務はどんなものがあるかということに記載しております。

7点目、入札手続等について。

8点目、募集要項の公表です。

9点目、入札参加資格に関する事項、提出物等、それから同審査に関する事項について記載しております。

(10)番は、提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施について記載しております。

11番は、落札者の決定方法に関する事項です。

12番は、契約締結に関する事項です。

13番は、その他の事項としまして、機種ごとの事業スキーム図を記載しております。

その下段に書いておりますのは、基本協定書と基本契約書です。基本契約書には、先ほど申し上げました①から④の契約の種類がございます。

続きまして、6ページです。(「小橋課長、

かいつまんでよかぞ」と呼ぶ者あり)

はい。次は、要求水準書について書いております。ここが俗にいう工事の仕様書的なものですが、今回は性能発注で行うために、2方式3機種に当たる概要について、それぞれの機種ごとに市の方針、市の考え方、こういったものをつくりたいという方針を固めております。

1番目が基本事項です。2番目が業務区分。3番目が事業予定地。4番目からが、実際、具体的な主要的なものを書いております。9番目に運營業務について書いております。179ページです。その他、リスク管理書から技術提案書様式集までを書いております。

この後、6番目の事業者選定基準書について、少し詳細に説明させていただきます。7ページをお開きください。入札条件等の骨子をつけております。ここは、先ほどから申し上げます八代市の施設整備の基本方針を書いたものです。

続きまして、8ページ、ここでは入札参加資格要件を書いております。実施方針の19ページの抜粋でございますが、(ア)から(ク)まで書いております。(イ)では、暴力団等の排除措置に関する要綱など。それから(カ)では、次に示す者と資本面及び人事面において、関連がある者でないことという要件をつけております。これは、アドバイザーとして受けましたエイト日本技術開発など、弁護士事務所、それから、それと関係のある協力会社などの関係会社、それから言い忘れましたが選定委員会の委員、または委員が属する企業、これが関係者であってはいけないということにしております。

続きまして、9ページです。個別の参加要件資格ですが、これは実績を問うております。

ひし形の1段目ですが、平成14年4月1日以降で、以下の条件を満たす廃棄物処理施設(エネルギー回収推進施設)の設計、施工、運

営の実績があることという条件をつけております。1日当たり、1炉当たり50トンの複数の炉ですので、2基以上の廃棄物処理施設の設置実績があること。ですので、1日当たり100トン以上の実績というふうに捉えていただいて結構かと思えます。それで、提案する処理方式は、2方式3機種と同じ処理方式の施設かつ発電設備を有する施設と、こういった実績を問うております。

それから、一番下の3番目ですが、入札に参加する応募者が1者である場合の措置ですが、入札説明書の27ページに記載しております。談合防止等の観点から、入札は中止いたします。ただし、参加後の審査によって落ちたものについては、もう仕方がありませんが、参加時点で1者である場合の話でございます。

続きまして10ページは、落札者の決定方法に関する事項を記載しております。ここは、事業者選定委員会のメンバー、そのほかを書いてありますが、真ん中あたりになお書きがございます。なお、応募資格者は、何らかの手段により選定委員会の委員に関する情報を得るとともに、当該委員に対し、本事業に関する問い合わせ等を行ってはならないと。接触を禁止しております。

それから、11ページです。落札者候補者の選定につきましては、先ほどから申し上げます総合評価点で最も高いものを落札者候補者といたします。

落札者の決定は、市が行います。総合評価、審査、講評を踏まえ、落札候補者を落札者として決定いたします。

契約の締結につきましては、先ほどから申し上げます基本協定、基本契約ということになります。

続きまして、12ページをお開きください。ここでは、事業者の選定について、具体的に書いております。

1番目、評価点につきまして。総合評価点は1000点といたします。内訳は、非価格評価点が600点、価格評価点が400点。このときの選択肢といたしまして、5対5から8対2まで審査していただきまして、結果として6対4、600点对400点ということで割合を決めていただいております。総合評価方式を採用することから、非価格評価に重点を置きましたということです。

その非価格評価の内訳でございますが、配点構成です。まず、大きく四つございます。

一つ目が、設計・施工段階で340点。審査項目数15項目、審査の視点数32ポイント。それから、運営段階で120点。審査項目6項目、審査の視点数8ポイント。運営会社の安定性等70点。審査項目数3項目、審査の視点数5ポイント。それから、地域貢献等70点。審査項目数3項目、審査の視点4ポイント。合計600点で、審査項目数が27項目、審査視点数49ポイントでございます。

続きまして、13ページです。3番目は、審査項目の設定の考え方です。基本方針を重要視しておりますが、4点目の配点の考え方、30点、20点、10点という配点を行います。30点の考え方につきましては、市の基本方針、——先ほど資源の有効利用などを書いておりますあの基本方針にのっとりしました関連する項目が9項目、それから、地域貢献については2項目、これ、合わせまして11項目が30点の配点でございます。

それから、20点の配点につきましては、提案事業者のノウハウを競う項目として11項目。

それから、10点の考え方につきましては、環境アセスや他の要求水準の理解を確認する項目。ここはもう法的な基準やアセスで決められたこと、固まったことなどを守る項目、それを確認できる項目は5項目ということで、計27

項目でございます。

続きまして、14ページです。落札者決定のフローですが、ここ、ちょっと大きな図面がございませんので、これで御説明しますのでちょっとわかりづらいかもしれません。14ページですが、三つ書いております。事業者選定委員会、八代市、入札参加者ということで書いております。

事業者選定委員会では、左側の点線で囲われました入札公告書の審査をしていただいております。これが終わりました、入札公告書類につきましては、事業者選定委員会で協議しまして、市長のほうに決定していただいきます。それから、債務負担行為の議会承認後に入札公告書は公表いたします。

落札基準価格の設定につきましては、庁内で関係課かいと協議いたしまして、最終的に市長に決定していただきます。

それから、事業者選定委員会では、入札参加の資格、入札公告を打ちましてから入札参加の資格の確認。事業者は、入札参加申請を行います。それを事業者選定委員会で参加の資格確認を行います。

それから、技術提案書が応募者からありましてから、今度は開札1で、まず非価格要素のほうの審査をしていただきます。先ほどの600点の部分でございます。それから、業者はその前に見積書、応札価格を出していただきます。これが価格要素のほうです。非価格要素のほうの審査が終わりましたから、採点が終わりましたから、見積書を開札して、総合評価点を算定していただくという流れになってまいります。

落札者が決まりますと、市のほうで最終的に決定いたしまして、事業者と仮契約を結び、市議会のほうに最終的に契約を御承認をいただくという流れになっております。

最後に15ページです。予算措置につきまして、まず1点目が債務負担行為についてです。

総事業費約240億円のうち、DBOにかかる経費約196億円について債務負担行為の設定を行うため、平成25年12月議会に提案を予定しております。

債務負担行為額約196億円。これは、これまで190億円と言っておりましたが、消費税法が変わりまして、3%分、5%から8%の3%分、5億7000万円を加算して196億円としております。

債務負担行為の期間につきましては、設計からですので、来年の本契約の御承認後、平成26年度からSPCの20年間の運営期間を入れまして、平成49年度まで、24年間の期間を設定しております。

最後のページをお開きください。16ページです。総事業費240億円の概算内訳について記載しております。①番がDBO分の内訳です。それから、②番がDBO事業以外で、市のほうで公設公営で設計や施工を行う部分です。

まず、①のDBO事業の分です。ちょっと項目を読み上げます。エネルギー回収推進施設、計量棟の設計・施工・運営。マテリアルリサイクル推進施設の基本設計と実施設計。外構工事の基本設計と実施設計。管理棟の基本設計のみ。将来建てかえ用地の公園の基本設計のみ。それから、国の土地の中に埋まってると考えておられます旧堤防の撤去費用、これは実施設計と施工分。それから、造成工事。軟弱地盤ですので、地盤改良を行います。地盤改良・調整池は、実施設計と施工。最後に運営事業20年間の費用も含めております。合計約196億円としております。

それから、②番のDBO事業以外です。公設公営につきましてですが、約44億円を充てておりますが、マテリアルリサイクル推進施設の施工、外構工事の施工、管理棟の実施設計と施工、将来建てかえ用地の公園の部分ですが、実施設計と施工、それから、用地取得費、国・県

合わせまして5.7ヘクタール分ということにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） はい。説明がおわかりました。本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 説明を聞きまして、ちょっと不安な点がですね、ちょっとありますので、三つほど、ちょっと意見を申し上げさせていただきますと思います。

まず、喫緊の課題である事業でありますので急ぐということはわかりますものの、まず、国、県有地がはっきり、口頭では売却をしようと言っていますが、その部分がまだ書面も交わしてないということで、少し不安な部分があります。12月議会に債務負担行為を出されて本当に大丈夫なのかというのが、まず心配の1点目であります。特に、この中村市政になりましたですね、国と県が協力するような姿勢を見せておりますが、今のこのタイミングですね、微妙なタイミングだと思いますので、国、県を刺激しないのか、その辺のところはもう1回、市長と1回しっかりと精査をしてほしいと思います。

大きな事業でありますので、我々議会もですね、また執行部も大きなやっぱり責任を持つだろうというふうに思います。

それから、仮に債務負担行為が通るとすれば事業が走り出していくわけですが、その中でですね、まず1点目は、最終処分場、まあ、最終処分はしないということですが、再資源化、残渣が出ます。スラグとかですね。その辺の出口の問題ですね。どういうふうになるのか。その辺も問題でありますし。

また、3点目でありませけれども、八代生活環境事務組合が平成29年の3月で最終処分場

がしまいというでありましたが、きょう、確認をしましたらですね、おおむね10年から15年もつということでありまして、平成31年までは大丈夫ですよという、きょう、確認をとっております。その辺のところもですね、何で急がれるのかなということでもあります。

それから、交付金のことではありますが、施設の設定によっては2分の1、3分の1とありますけれども、その部分がですね、平成26年度、来年度のまず要望、国への要望額であります。1100億円ですが、概算要求で572億円ぐらしか出ないだろうという予測が新聞紙上に載っております。これもまた不安の材料でありますし、また労務単価ですね。15%アップということで、これも職人の不足の解消をしなければいけないということで15%アップということになっております。また、御承知のとおり、建設資材等が大変不足をしております。

そういうことで、合わせてもう1回、予算の算定見直しですね。消費税も8%に上がりますことから、しっかりやっぱり執行部で協議をしていただきたいと思っております。私も喫緊の課題であるという、十分に認識をしておりますものの、もしということがありますので、国、県が機嫌を損なうという言い方もちょっとおかしいと思っておりますが、その辺のところはしっかり担保をとられてですね、口約束だけでなく、しっかりもう1回、市長のほうともしっかりと相談をして進めてほしいというふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 何か執行部はございませんか。

○環境部長（宮川正則君） じゃ、よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） 用地に当たりました、国、県にですね、これまでもお願いしてま

いりました。中村市長誕生されまして、今、古嶋委員からありましたけれども、国、県もですね、八代市に対しての協力についてはですね、全面的に行うというようなお言葉はいただいております。お言葉はですね。今は口約束です。

ただ、なかなかその内容についてですね、国、県それぞれ議会等もございますので、事務方のほうで一応予定してる内容について、八代市に対して文書で、書面でですね、約束したいとか、文書でお示しするということとはできないということをおっしゃると思いますので、我々としては、今、国、県が進められている内容、それをですね、確認をさせていただきながらですね、議会にもお話をさせていただいています。

先ほど、小橋課長が申しあげましたけれども、環境アセスの評価書の公告・縦覧が終わりました、それを受けまして、県も国と協議をされまして、港湾計画を変更、これについてはですね、手続を確実に入ったというですね、お話は聞かせていただきました。それをもちまして、今後、港湾計画もですね、順調に進んでいくということですね、申しわけないんですけど、前提とした形で今やらせていただいております。その期間につきましては、先ほど御説明しましたあの期間、あれにつきましては、国、県がですね、現行の手続の中で最も時間を要した場合にあの程度かかるという認識を我々は持っておりますので、それ以降に用地の取得が遅れるというようなことはないと思っております。

ただ、今、私は言葉だけで申し上げているのが事実でございます。はい。

○委員長（成松由紀夫君） 古嶋委員、よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） その辺のところですね、一番心配でありましてですね、よく口約束は破れることがありますので、その辺のところ

を一番心配するわけでありませう。

もちろん、私どもも精いっぱい、この件に関しては協力をして、1日も早い建設になるようにこいねがっているわけでありませうものの、ただ、やっぱりこれだけの金を投入をするということでありませうし、そこが心配で申し上げているところですので、先ほど申しましたことをしっかりと市長とですな、もう1回、協議をされて、精査すべきところは精査をしていただきたいと思ひます。

特に、今後20年間の運営費用につきましては、まだまだ不透明な部分がありますので、その辺のところもしっかりですな、御質問を出していただければというふうに思ひております。

○委員（山本幸廣君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

○委員（山本幸廣君） 関連で、今、古嶋委員からの質問の中で、執行部にちょっとお聞きしたいけれどもな。国、県の用地の5.7ヘクタールというの、もう進行しながらたい、ある程度の確約というのとはっておかなければ、この計画が成り立たぬとよな。何年かけて国、県に対してはな、その土地の回収についてはたい、県を通じてからやっとなるわけだいでから、そら、書かれぬじゃなかつたい。常識はずれとるよ、県も国もさ、はっきり言う話が。何のためにあそこを埋め立てしたつか。

県は、はっきり言ってからたい、大築島埋め立てから全部、八代市にどれだけの議事をパニックにさせてからな、議会で審議した経緯がありますよ。県は責任があるわけやけんから。そういうのを今さらになつてから、こういう問題をあんたたちがたい、そういうのをできませんとか何か、当たり前のこと書かせないかぬたい、一筆。買うとだけんだから。売買契約書つくらないかぬたい、早く。常識、当たり前のことですよ、それは。強く要望しとくけんから。

ら。

それと、同時に予算に関してもな、これは私から今、言わないかぬかなと思ひておつたら古嶋委員から言われたけんから。予算についても、農業団体でいえばマスコミ等が報じたようにな、補助金の上乗せたくさんあるわけよ。あなた方のこの補助金というの、今、これだけのやっぴり国土強靱化を含めて、自民党政権の中であれだけの予算づけを、経済の予算づけをどんどんやってるじゃないですか。そういう中で、国、県あたりは、やっぴり市長を頭にしてな、上乗せ予算はできないのかと。特例債ばかりでいいのかとなつてくるわけよ。そこらあたりをもう少し角度を変えてな、財政と一緒になつて、市長と一緒になつてたい。県も一緒よ。その中でやっぴり補助事業の上乗せができるのか、できないのかというのを精査しなさいよ。そういうのを古嶋委員は、今、言われたと思ひたい。そうしていかなければ。

それと100億についてもな、年間5億というひとつのたい。こういう状況の中で、今のこの経済状況の中で、それだけ予算が要るのかと。20年間でな、100億を。そこらあたりも精査せると、今、古嶋委員が言われた。私は、前からそう思ひつたよ。業者が変わればまた違ふわけだいでから。

そういうのを含めて、莫大な予算の中でうちの財政状況を見て、27年からどれだけと思ひな。特例債が終わつてしもうたら、あとは交付税なんかでは35億減つてくるとよ。35億減つてきたなら、何をすべきか。財政は大変苦しくなつてくつとだけん。何にもできない時代に入つてくつと、地方は。地方に交付税の上乗せやってくることはなかわけだいでから。なあ、農業団体がつぶれていくわ、TPPでな。それ、誰がはっきり言ってから、税収をふやすと八代市は、財政状況の中で。そういうのを、やっぴりこれだけの莫大な予算を抱えるところ

の部署についてはたい、やっぱり予算関係も含めて、検討するときには頭にはしっかりね、予算をまずは。つくるのは簡単です。あとは、しわ寄せは市民だけんでから。ということで強く要望して、何か反論か意見があれば、ちょっと言ってよ。何もなからぬばよかけんでから。

○委員長（成松由紀夫君） 何かありますか。

○環境部長（宮川正則君） はい。今あの、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） はい。今、山本委員のありがたいですね、御意見いただきました。私どももですね、実際、事業費につきましては、とにかくコストをなるべく下げるということは前提に考えております。

しかし、今回の事業方式がDBO方式ですので、事業者から提案を受けるということなものですから、設計とかが基本的にできないものですから、まず内容についてのですね、予算の総額の精査というのがなかなかしづらいところがございます。ただ、そういった観点からしますと、逆に事業者のほうが発行の、例えばこれまでの実績に応じた形ですね、八代市にふさわしい提案、これをやることによりまして、全体としてですね、効率的なものができるという概案はいただいております。

そういったことをですね、逆に言えば議会に御説明するときに裏づけをできるような内容、そういったものはですね、さらに我々としましても研究しまして、またお示ししたいと思います。

一方、もう1点なんですけども、国、県への最終的な財源としての要望、これにつきましては先ほどお話がありましたように、25、26年度につきましては、国が当初確保した予算、それを超える事業量があったということで減額をされるというようなマスコミ報道等もあっております。そこで、今後も八代市がこの事業を

進めるに当たりまして、確実にその事業がまず予定した交付金については確保できることが大事だと思います。

次に、今ですね、やっぱり市町村がですね、こういう準備をしておりますので、それに対して国はですね、さらなる支援、そういったものをしていただけるかどうか、そういったこともあわせてですね、やはり市長と協議をしまして、国等にですね、要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、よろしいですか。山本委員。

○委員（山本幸廣君） 頑張れ、頑張れ。もうそれしかなかけん。

○委員長（成松由紀夫君） 委員長からですけども、今、両元議長からお話があったようにですね、もう3点、ポイントを言われたですね。国、県の用地がしっかり確保できてるのか。それとあと、事業入札説明書の基本方針、できる限り最終処分をしないというところの不安定な出口の問題は、本当に大丈夫か。それと、今一番大事なごみ焼却場の国の交付金が、環境省が今、追いついとらぬ。それと資材不足、それと労務単価の15%アップ、その辺の積算根拠も含めて、試算をしっかりと、また市長と協議されて、練り直した上で、その債務負担というものも含めてですよ、しっかり考えて、また委員会なり、報告していただかないと。そこら辺は、ほら、協力しないじゃなくて、協力するんですけども、しっかりそこは精査せぬとという、今、用心してくださいよという両委員のアドバイスですので、ぜひそこら辺は精査して、もう1回、報告をいただきたいと思っております。

○環境部長（宮川正則君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 関係する内容にはなるんですけど、16ページの中で240億円の概算内訳について、DBO以外の公設公営の部分について44億円ということで、6億円ですね、当初の計画からすると下げられたということですよ。下げられたんですけど、支出としては、消費税の分も単純に上がっていくわけですね。その分が6億プラス、その消費税の分が結局予算がなくなったと言いますか、余計払わないかぬようになったわけですけども、そういう中で、どうも施設がですね、お金が先に走って、本来必要とされる施設建設ではなくて、財源に合わせた施設建設になってしまうんじゃないかなというふうな思いが、今してるんですよ。

これまで、マテリアル施設なんかについても、具体的に計画が示されておりませんので、その点について、どのようなお考えでいらっしゃるのかというところを。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。確かに財源枠が先にありまして、その中身については後づけという形をとらざるを得ませんでした。

実は、工程表を見ていただくとわかるんですけど、DBOの事業者が決まってからDBO分の設計が始まります。今回の工事の特徴は、炉の入ってる工場、それからマテリアルリサイクル、それから管理棟部門、この三つの建物を同時に立ち上げようと考えております。そうしたときに、設計は用意ドンでスタートは一緒にしないといけませんので、設計はそのDBO事業者が始まってから、管理棟につきましては、マ

テリアルとか炉の入った工場棟が、その設計がまとまりましてから、設計がスタートすると同時に管理棟の設計も始めるということですので、設計は、その事業者が決定した後、その提案した金額で事業者が設計するということになります。

ですので、この設計内容については、処理能力は決めているものの、マテリアルにつきましては1日18トン程度処理できると。資源物を処理できるというふうな工場をつくりたいんですが、そこが、そのポイントしか今のところ決まっておられません。設計につきましては、DBO事業者のマテリアル分の実設計をさせますので、その落札後に設計が開始されると。

50億という金額を当初出しましたときに、概算では、つかみではあるんですけども、他の自治体の事例を見て概算事業費を決めたところでございます。ですので、6億円落ちたから、急遽、中身が全部変わるかということではないんですけども、もちろん落ちた分だけ設計内容は変わっていかざるを得ないんですが、18トン処理する能力は維持しながら設計を行っていくという形になります。

答えになったかどうかわかりませんが、そのような考えでおります。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） いろいろと御説明いただいたんですけど、以前からも早くこのマテリアル施設あたりの具体的計画に入ってほしいという話もあつたと思うんですよ。余りにもこの概算事業費というのが、エイヤ過ぎるなって改めて思います。

先ほど、ほかの委員さんからも事業費の精査という部分がありましたので、その点については、また強くですね、要望しておきたいというふうに思います。

それからもう1点、すいません、あるんですけど、入札行為の中でですね、9ページ、入札

に参加する応募者が1者であった場合、談合防止の観点から、入札は中止ということで書いてあります。通常の入札の場合、たしかこういう場合、入札やり直しの場合は、当初入られた指名業者さんというか、企業さんというのは、入札に参加できぬような状況に、たしかなくなったと思うんですが、今回、この場合というのは、やっぱり次の入札への参加を停止されるんですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 今、大倉委員のほうから、通常の公共工事の場合に、1者だけで、あとは全部辞退したという形、指名競争の場合ですね。その場合に、辞退した場合は、そのまま行われるケースもございます。

それからもう一つは、業者を変えるか、内容を変えるかという二つの方法がございます。設計書の見直しを行って、予定金額も変えて、同じメンバーで臨む場合もございます。ですので、それは不落の場合ですけれども、応募者数につきましては、大体指名業者が1者だけの場合でも行われているのが現状かと思えます。

ただ、今回の場合は、その応募者が1者の場合に、その1者が資格を満たしたという場合は、ただ手続上やり直すということで、内容見直しになろうかと思えます。予定価格の変更であったり、内容の変更であったり、そういったことでもう一度、募集をし直すという形になろうかなと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 26年度になっていくと、企業さんがですね、かなり、企業さんと言いますか、環境センターの建設事業というのが

全国各地で行われるような状況になってくるといことからすると、談合はないとしながらもですよ、ほかの自治体の件名に入札をしに行くというようなことも可能性としてはあるのかなというふうに思われますんで、そのあたり、何と言うんですかね、担当課のほうでしっかり選定委員会さんとか、入札の担当課とかですね、そちらのほうとしっかり検討を進めとっていただきたいというふうに思います。

○委員長（成松由紀夫君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） 要望でいいです。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） 前川委員。

○委員（前川祥子君） 繰り返しになるかもしれませんが、私としてもお聞きしたい点がありまして、用地取得ができていないという状況の中で、それから先ほど書面も交わしていないと。口約束だったというような、今がそういう状況の中で、この計画書が立てられてますよね。で、12月に債務負担行為というのはもうきちっと入ってるんですけども、ここはそんなに急がなければいけないんでしょうか。何か理由があるんでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） それは、29年3月ということの、ゴールの部分ですか。

○委員（前川祥子君） いやいや、債務負担行為が12月。

○委員長（成松由紀夫君） はい。債務負担の部分ですね。はい、債務負担の部分について。

はい、宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） 債務負担行為の時期につきましては、先ほど小橋のほうから事業スケジュール御説明しましたけども、これ、基本的に我々、直接ですね、事業者から全部詳細に設計の内容はわかりませんので確認とってお

りませんけども、これまでの施工実績、これまでの施工実績からしますと、八代市のこの事業規模であれば、大体おおむね3年程度見ておかなければ確実な施工は無理でしょうというふうな傾向がございます。まず、その傾向を踏まえた形です、まず、予定を立てさせていただきました。3年という事業期間はですね。

ただ、それはあくまでもですね、事業者としての希望の部分なものですから、そこについては一定の短縮はできるというふうな感覚を持っております。ただ、その感覚がどこまでできるかというのは、なかなか現状では把握しづらい部分がございます。

一方では、計画の予定地では、地盤も軟弱地盤ということで、その地盤の最終的なやはり補強といいますか、地盤改良、こういったもの、全体の基礎部分の部分を考えますと、やはり一定のですね、工事期間というのはプラスされると思います。そういったものを総合的に勘案しますと、おおむね大体これくらいの、約2年8カ月ですか、この程度の期間が要ということになりますとこういうようなスケジュールになるというように形で考えております。

一方、委員の御質問はございませんでしたけども、今の清掃センターは、じゃあ、いつまでもつものということになります。現行でいきますと、これはいつまでもつかということは、我々は一切把握できません。現行でも38年を迎えておりますので、委員さん方も直接ですね、現場を見ていただくとわかって思いますが、炉本体についてはですね、ほとんど触っておりません。炉の内側の内壁でありますとか、周辺機器については手を入れてますけども、通常の骨組みの部分ですね、躯体といいますけども、その躯体部分もですね、相当の腐食が進んでおりまして、実際、現行の運転状況でどこまでその躯体がもつかということはですね、もう現場

の担当者もですね、明確には何も言えません。いつ壊れるかとか、その想定もできませんという状況ですので、それらをですね、問題にならないように点検をしながらですね、必要な部分、手を加えておりますけども、それらを全部見ますと、現行で大体、24年度ベースで決算のベースを見ますと、大体、高度排ガス用のですね、工事を除いて、管理費が大体約9億3000万ぐらいかかっています。それプラス、今度は新たにですね、手を加えることが必要になってきますので、予定としては、現行です、炉の本体を少し触ろうとしたら、最低でも1億5000万、または躯体を触ろうとしたら、場合によっては10億近く金がかかってくると思っております。そういった幅は広うございますけども、そういった非常に心配もございますので、それらを避けるためには、なるべく早く環境センターを運転したいというのが我々ですね、本当の思うところでございます。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） 前川委員、よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。執行部の思いは非常にわかります。今の現状もわかりました。2年8カ月必要だというその自体もよくわかりました。

ただですね、場合によっては短くできる可能性もあるというふうにおっしゃいましたからですね、今のこの現状の中で急いで県や国に対して逆なようなことがあれば、もう29年の3月、その計画自体こそなくなる可能性もあるというふうにも感じます。ぜひ、やっぱりこの点はですね、やっぱり慎重に。ぜひ慎重に。ここまで来たんですから、慎重にやっていただきたいなと思います。

以上です。

○環境部長（宮川正則君） ちょっといいですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、宮川部長。

○環境部長（宮川正則君） 国、県への用地についてのお願い、これにつきましては、我々も国、県の御意向をですね、十分常に伺いながらですね。

例えば、国、県の御意向はですね、市と逆にならないように、それだけは十分に注意してまいります。また、中村市長からもですね、同様な御指示を受けておりますので、市長とともにですね、国、県についても十分ですね、御説明をし、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） はい。

今、大倉委員からありました入札応募者の問題、そしてまたこのDBO事業以外のマテリアル云々の事業費の問題、そしてまた前川委員からの御指摘ですね。そもそも12月債務負担、——皆さん、古嶋前議長、山本前議長の話もですね、いよいよ債務負担を打てば事業が走り出すよと。走り出すよということだから、執行部、腹くくってよろしく頼むよというようなところでありますので、きょう出た御意見をしっかりと市長に持ち帰っていただいて、しっかりと執行部で練り直して、12月、また出す、出さないも含めてですね、しっかりと研究して、また委員会に報告してください。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了いたします。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で

本日の委員会の日程は、全部終了いたしました。これをもちまして建設環境委員会を散会いたします。

（午前10時58分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年11月14日

建設環境委員会

委員長